

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会  
小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の  
有用金属の再生利用に関する小委員会(第4回)

# 我が国における 使用済パソコンの現状 と パソコンメーカーによる リサイクルの取り組み

平成23年 7月25日

一般社団法人  
パソコン3R推進協会

# 目 次

**I. パソコンおよびその回収システムの特徴**

**II. 家庭系使用済パソコンの現状**

**III. 事業系使用済パソコンの現状**

**IV. 使用済パソコンのリサイクル処理および  
廃棄物処理法に基づく広域認定制度**

**V. 参考資料**

# **I . パソコンおよびその回収システムの特徴**

# 【1】パソコンの排出形態

- パソコンは幅広く使用され、企業にはシステム販売、家庭には量販店などで単品販売される。
- 使用済パソコンは、廃棄物処理法上、事業系は「産廃」、家庭系は「一廃」となる。
- パソコンは情報機器であり、廃棄に際しては、厳重な情報漏洩対策のため、個体管理が必要となる。



- ◆ 使用済パソコンの回収リサイクルのシステムは、複雑にならざるを得ない。

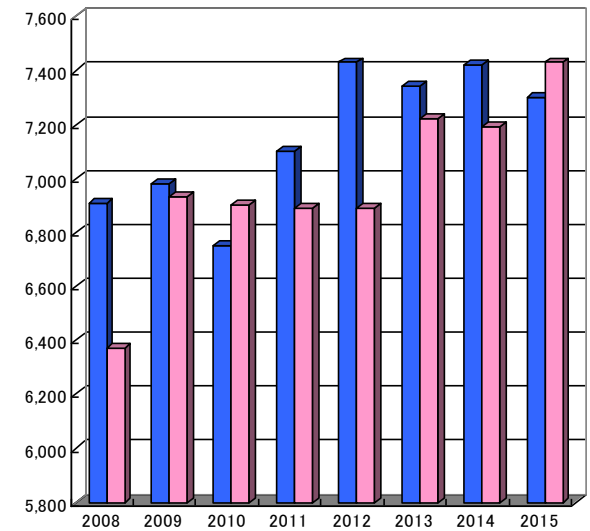
# 【2】使用済パソコンの排出ルート

- 使用済パソコンのユーザからの排出ルートは多数あり、パソコンメーカーは、ユーザにとって、多様な排出ルートの中の一つでしかない。
- 排出された使用済パソコンの多くは、「廃棄物」ではなく、「有価物」として流通している。



- ◆ 使用済パソコンは、「有価物」としての社会的な循環システムが既に形成されており、有価物として流通するものは、パソコンメーカーの努力だけでは回収リサイクルできない。

(図1) 事業向け／家庭向けパソコンの出荷台数推移



■ 事業向けパソコン ■ 家庭向けパソコン

(株) MM総研

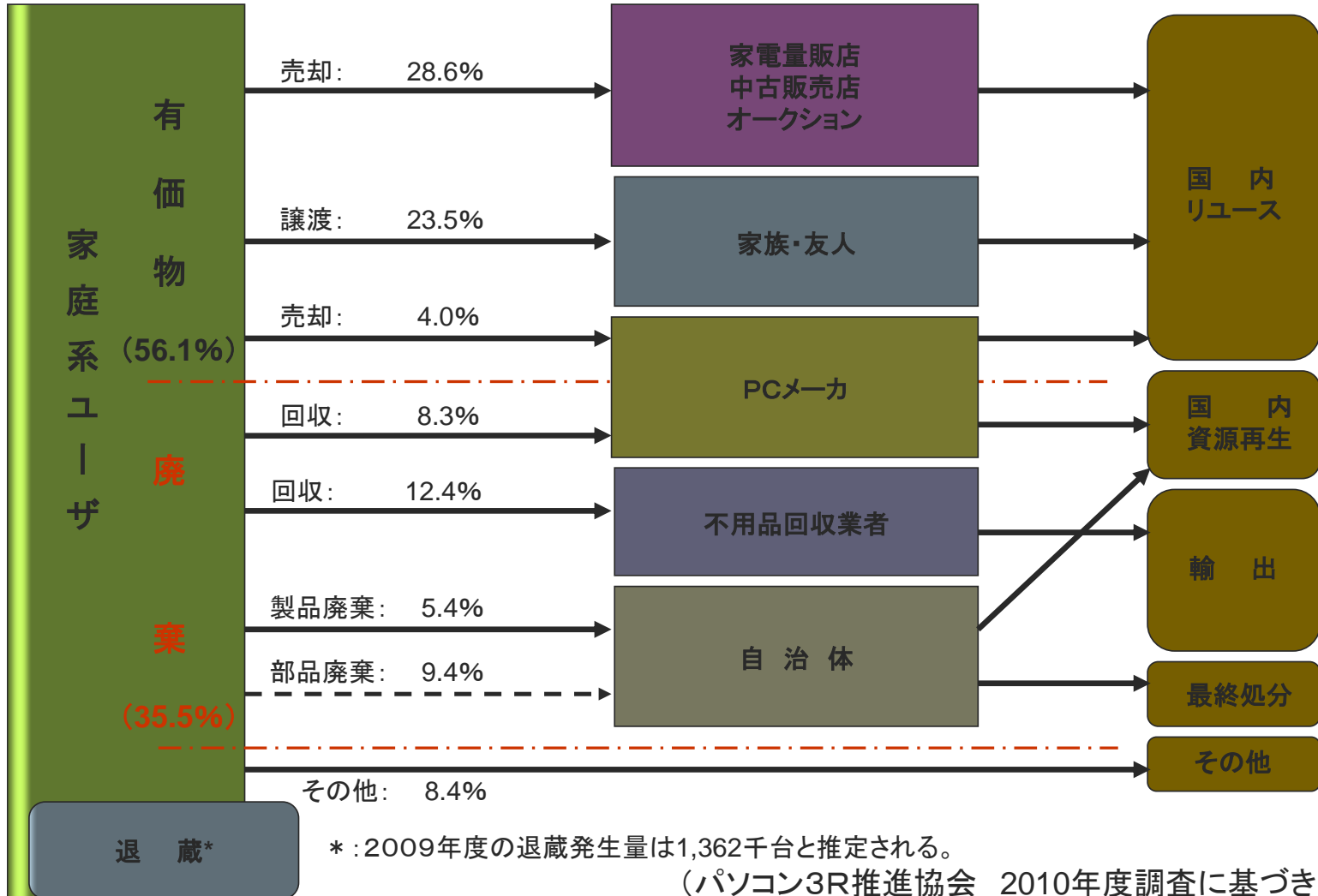
## Ⅱ. 家庭系使用済パソコンの現状

# 【1】家庭系使用済パソコンの排出状況

- 使用済パソコンは有価で回収を行う事業者が多く、半数以上が有価物で流通している。
- 自治体へは、製品としての行政回収が停止されても、解体後に部品として廃棄される。
- 不用品回収業者は有償回収しているケースも多く、回収された使用済パソコンの殆どは海外に輸出されている。

(図2) 家庭系使用済パソコンの静脈フロー

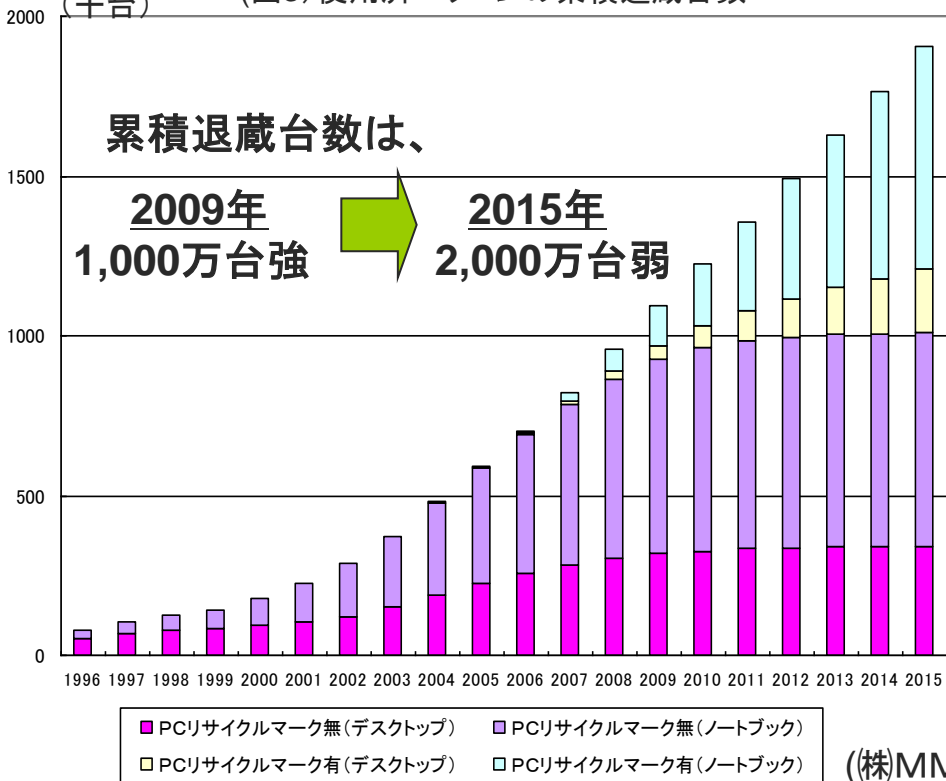
(2009年度)



\* : 2009年度の退蔵発生量は1,362千台と推定される。

## 【2】累積退蔵台数の推移

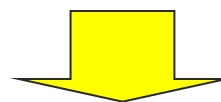
(図3) 使用済パソコンの累積退蔵台数



- PCリサイクルマーク付き製品(無償回収)であっても「PCリサイクルマーク無し」(有償回収)と同様のペースで退蔵される傾向にある。

- 毎年度、100万台超が新たに退蔵されていく。

- 退蔵されるパソコンでは、ノートブックの数量が圧倒的に多い。

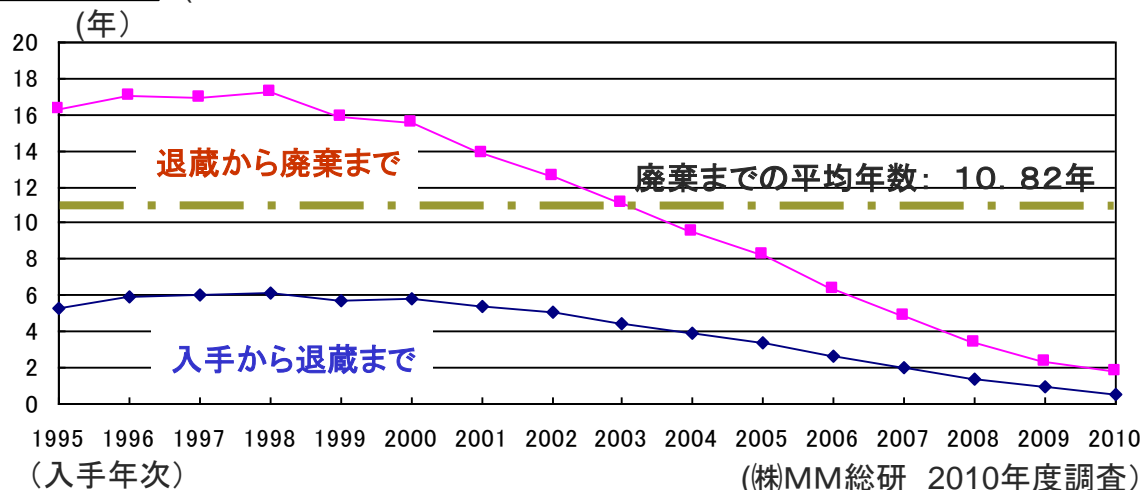


◆ パソコンの退蔵されやすい商品特性:

- ① 小型で場所を取らない
- ② 個人情報記録している

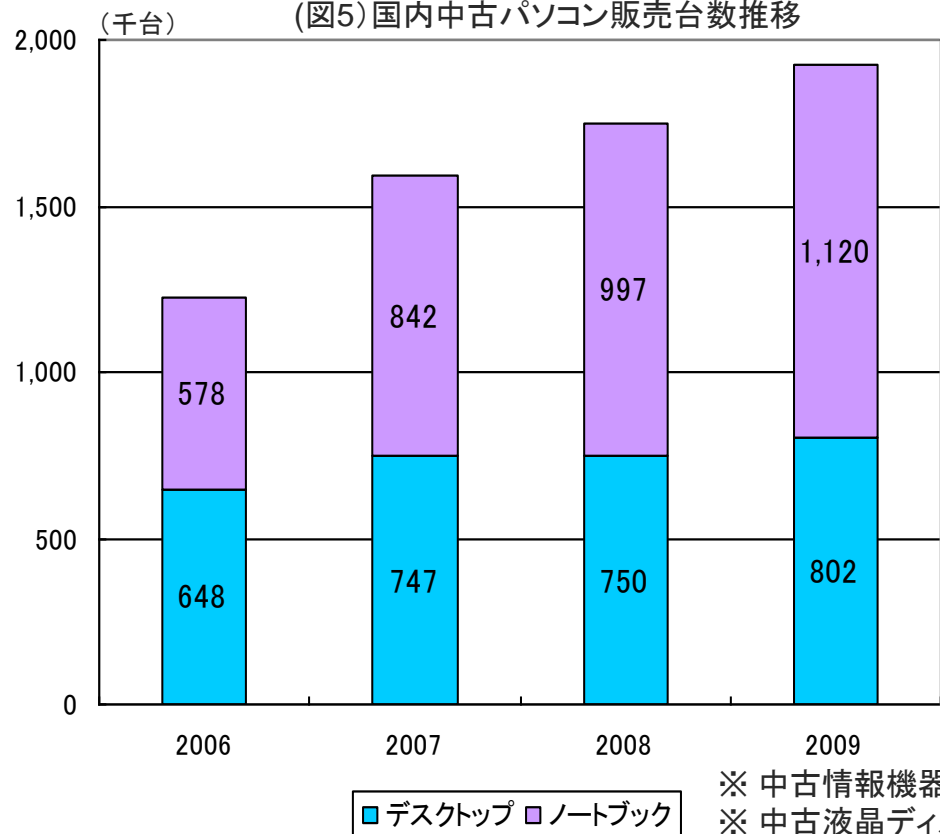
(図4) 使用済パソコンの廃棄までの所用年数 (ノートブックパソコン)

◆ パソコンが廃棄されるまでの平均年数は、約10年と長期となっている。



# 【3】国内中古パソコン市場の動向

(図5) 国内中古パソコン販売台数推移



■ デスクトップ ■ ノートブック

※ 中古情報機器協会会員会社36社(2009年度)の販売実績

※ 中古液晶ディスプレイ装置の2009年度実績は657千台

(前年度比123%)

((一社)中古情報機器協会)

- 国内の中古パソコン市場は、2桁成長が継続している。

2006	2007	2008	2009
—	129.6%	110.0%	110.0%

- 商品価値の高いノートブックパソコンの構成比が上昇している。

2006	2007	2008	2009
47.1%	53.0%	57.1%	58.3%

- 市場成長に対する(+)(-)要因:  
 (+)高機能の企業向けパソコンの大量流通  
 (-)新品との価格差の減少

- 家電量販店業界等が買取る使用済パソコンは、中古市場でリユースされなければ、提携再資源化業者によりリサイクルされている。

・中古情報機器協会(RITEA)では、「RITEA認定情報機器再資源化事業者資格」制度を設け、会員企業のリサイクルレベルの向上を図っている。



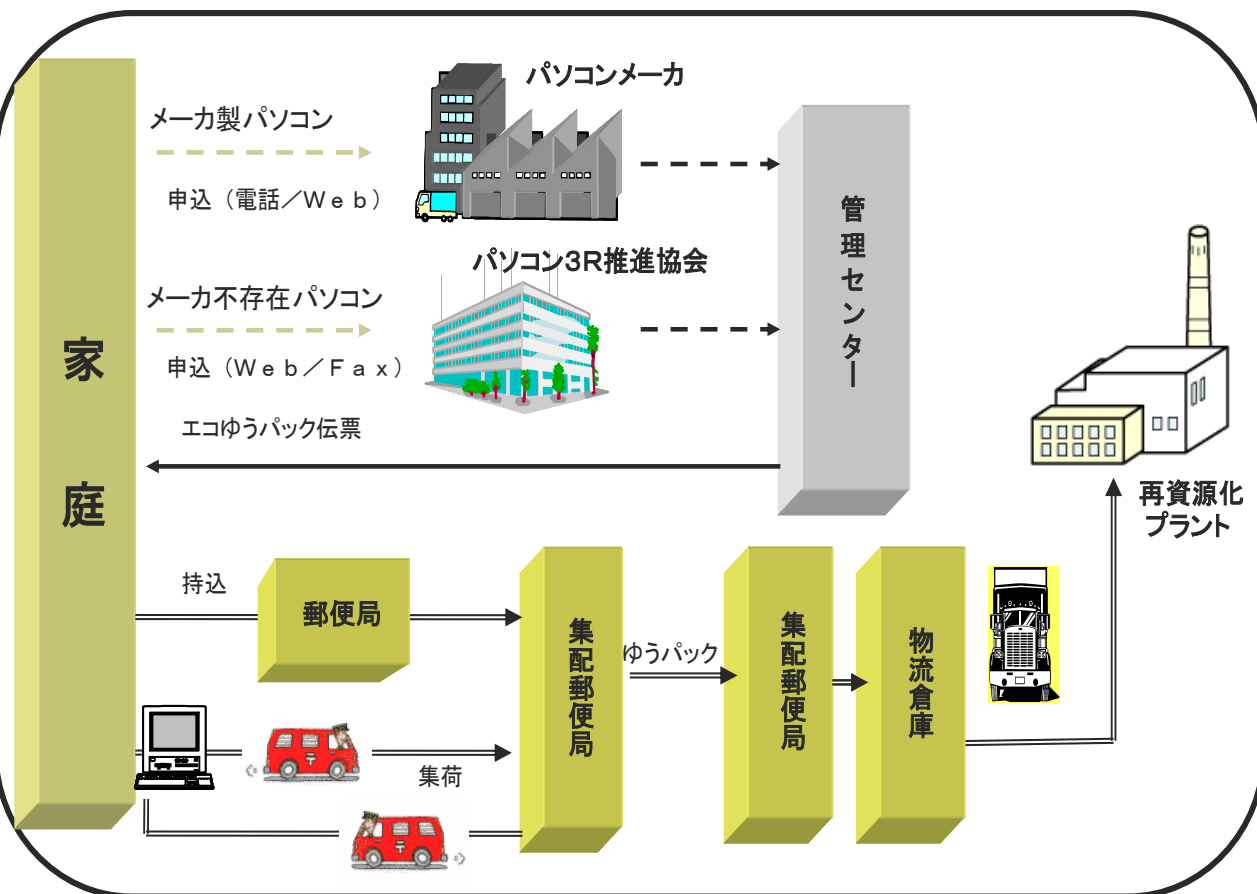
# [4] パソコンメーカーによる家庭系使用済パソコンのリサイクル

- ・家庭系使用済パソコンの回収(では)、販売時における販売店回収が主たるルートとなりにくいことから、(中略) 宅配便の全国集荷拠点(約2,000ヶ所)等の指定回収場所としての活用を検討すること
- ・消費者の実態を考慮して、回収サービスの提供等を含め、消費者の利便性の高い、実効性のある回収・リサイクルの仕組みを総合的に検討すること

(産構審／中環審合同会合(パソコン3R)報告書2002.5 から抜粋)

(図6)家庭系使用済パソコンの回収スキーム

2003.10.1 開始

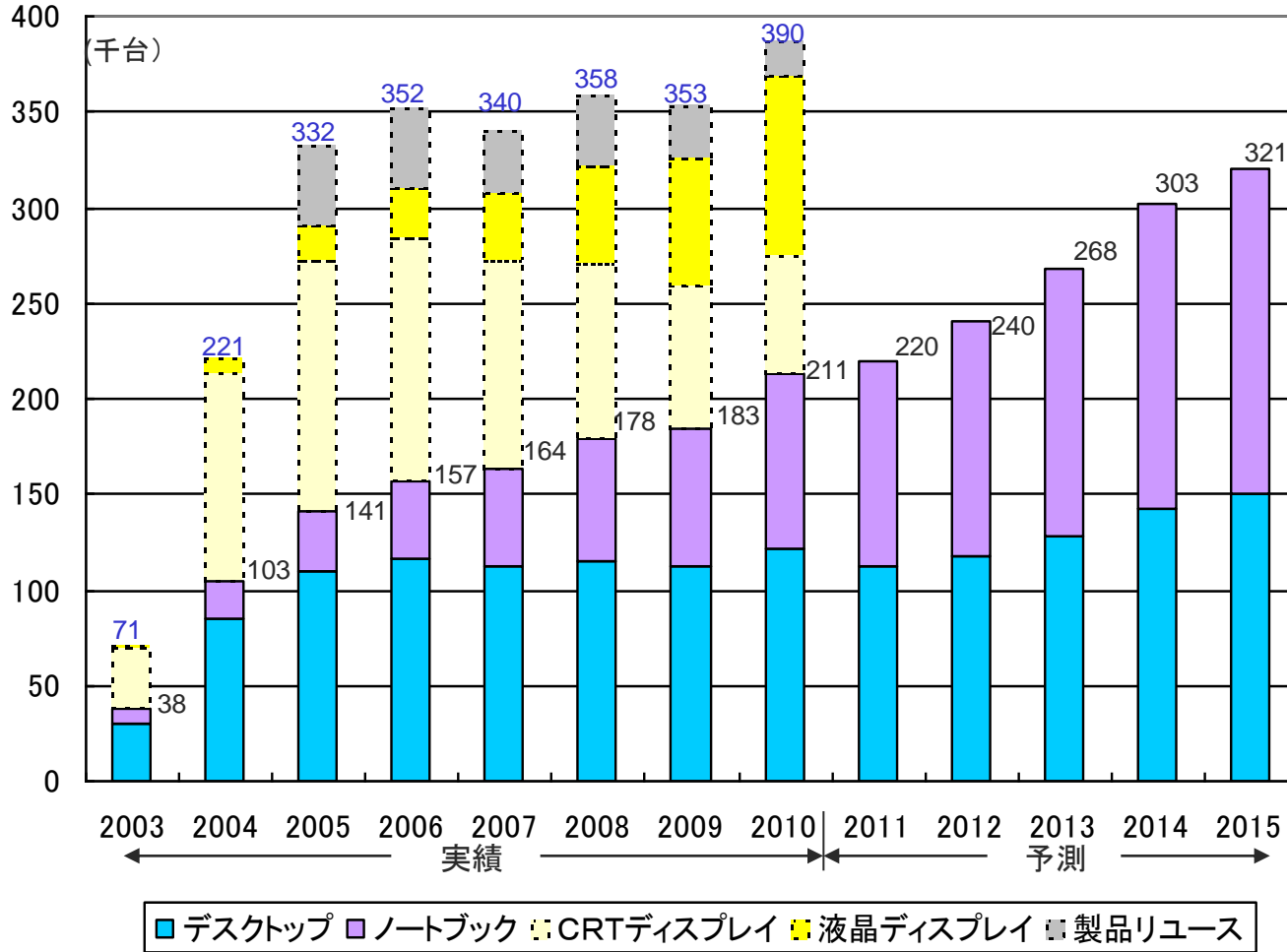


- ゆうパックの回収システムの利点：
  - ・全国20,000超の郵便局を指定回収場所として活用可。
  - ・全国で排出家庭の戸口からの引取りを実施。
  - ・離島・僻地を含む、全国一律の回収サービスが提供可能。
  - ・宅配便が広く浸透し、手続への抵抗感が減少。
- 実施に際しては、「一廃広域認定」を取得

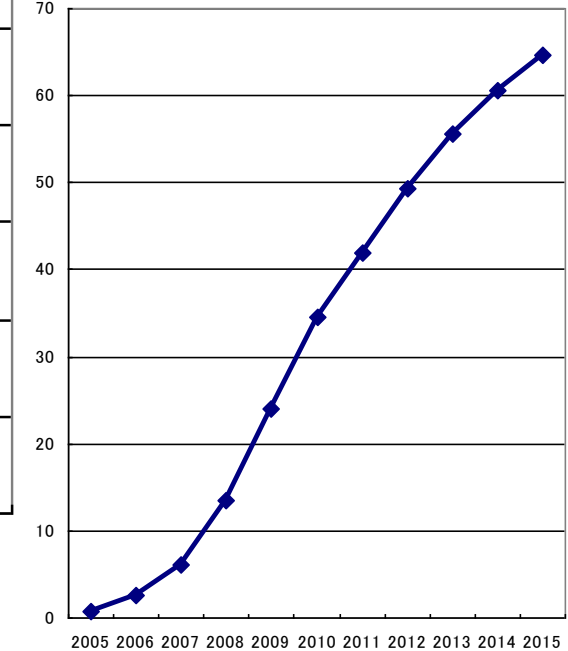
# 【5】家庭系使用済パソコンのメーカー回収実績と予測

◆ PCリサイクルマーク付き製品（無償回収）比率の拡大に伴い、今後は回収量が増大

(図7) 家庭系使用済パソコンの回収台数推移



(図8) メーカー回収におけるPCリサイクルマーク製品比率



※上の数字はリサイクルおよび製品リユースの合計。  
 下の数字はリサイクルのデスクトップとノートブックの合計。  
 ※ディスプレイ体型パソコンは、ディスプレイに含まれる。

※PCリサイクルマーク付き製品の比率は、2015年度に65%と推定

(株)MM総研 2010年度調査

(実績: パソコン3R推進協会、予測: (株)MM総研)

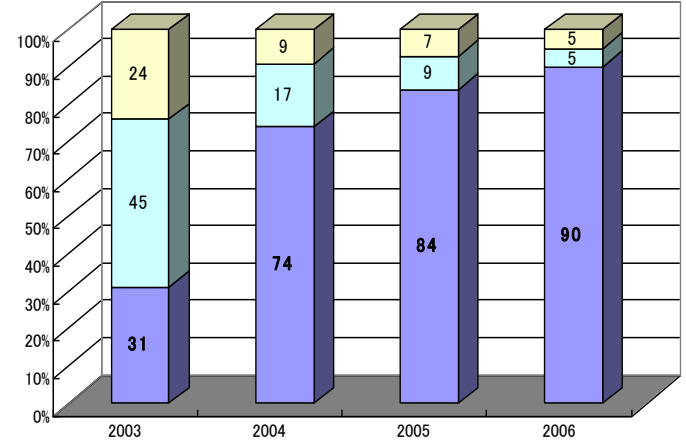
# 【7】自治体におけるパソコンリサイクル

(図9) 市区町村におけるパソコンリサイクルへの取組状況

●メーカー製パソコンを行政回収しない市区町村は95%に達している。

- ・パソコンリサイクル制度の  
市区町村における認知向上
- ・メーカー不存パソコンの回収の実施により、  
「義務者不存のみ行政回収」の市区町村が減少

●パソコンの行政回収は止めたが、独自の取組みを推進している自治体もある。



■ 行政回収しない □ 義務者不存のみ行政回収 □ 行政回収する  
(環境省「市区町村におけるパソコンリサイクルへの取組状況等について」から作成)

(図10) 自治体の独自取組み事例

## 北海道札幌市

- 法律上、パソコンリサイクルの対象とならないものに、(財)札幌市環境事業協会による回収ルートを設定(有料)
- ・メーカー不存(撤退・倒産メーカー、自作)パソコン
- ・重量1kg以下のパソコン、ワープロ、プリンタ、他

## 宮城県仙台市

- PCリサイクルマークがなく、有償回収となるパソコンに、独自の回収ルートを設定(有料)
- ・許可業者に収集申込
- ・リサイクル施設持込 (横浜金属商事株)

## 北海道石狩市

- 「小型電子・電気機器リサイクル」を独自に実施し、その回収ボックスに入るものは回収を実施(無料)
- ・30cm×30cm以内
- ・ブラウン管式ディスプレイは除く



## 東京都足立区

- 区独自の家庭系パソコンリサイクル事業として、区指定の持込場所への持ち込みによる回収を実施(有料)
- (要興業株) 鹿浜リサイクルセンター)